

平成17年10月分

 部局庁名【農林水産省本省】  
 会計名【一般会計】

	物品等又は役務の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名 及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備 考
1	農林水産関係試験 研究機関基礎調査 集計業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月14日	有限会社ディエム企 画 (横浜市旭区さちが 丘160-21)	1,311,723	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落 札者がなかったことから、予決令第99条の2に該当す るため。	
2	平成17年度地球 的規模の問題に対 する食料・農業・ 農村分野の貢献策 に関する基礎調査 (持続可能な農業 と関連環境問題に 関する調査・技術 交流事業)委託事 業 1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月6日	社団法人 日本エネ ルギー学会(東京都 千代田区外神田6- 5-4)	11,316,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結 果、社団法人日本エネルギー学会が選定されており、競 争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当 するため。	
3	平成17年度アジ ア環境保全型農業 パートナーシップ 構築支援委託事業 一式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月28日	(株)三菱総合研究 所(東京都千代田区 大手町2-3-6)	12,410,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、株 式会社 三菱総合研究所が選定されており、競争を許さ ないことから会計法第29条の3第4項に該当するた め。	
4	平成17年度都市再 生プロジェクト推 進調査委託事業に 係る業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局 長 村上 秀徳 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成17年10月3日	特定非営利活動法人 エコ・ビジョン沖縄 (沖縄県那覇市首里 鳥堀町4丁目44番地 の1)	6,209,000円	本調査を行うにあたっては、内閣府都市再生本部におい て、応募を踏まえて、同者の企画を採用済みであり、競 争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当す るため。	
5	花き産業振興総合 調査委託事業	支出負担行為担当官農 林水産省生産局長西川 孝一(東京都千代田区 霞が関1-2-1)	平成17年10月31日	財団法人日本花普及 センター(中央区東 日本橋3-6-17)	4,832,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、財 団法人日本花普及センターが選定されており、競争を許 さないことから会計法29条の3第4項に該当するた め。	

6	輸入農産物リスク管理対策事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月20日	独立行政法人農林水産消費技術センター 理事長 戸谷 亨 (埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)	15,044,200	本事業については、輸入農産物のリスク管理について深い見識を有している公平なる第三者により行われることが必要であり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは独立行政法人農林水産消費技術センター以外にないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
7	有害物質リスク管理等委託事業(食品加工・流通段階)	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月14日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 (東京都渋谷区元代々木町52-1)	14,335,776	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第9条の2に該当するため。
8	平成17年度外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討全体調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月14日	財団法人 日本緑化センター (東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル)	5,000,000	本事業は、特定外来生物被害防止法の付帯決議や中央環境審議会でも提起されている外来生物が及ぼしている被害の状況を把握し、植物の特性と地域の自然環境の実情に応じた農業農村整備事業における緑化植物取扱指針等の検討を行うものである。また、本事業の実施に関しては、公共事業における緑化植物の取扱については、環境省、農林水産省、国土交通省による「外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物の取扱に関する研究会」で検討する枠組ともなっている。(財)日本緑化センターは関係省庁に係る緑化関連の調査研究及び緑化及び生物多様性保全に関する総合的な調査研究に携わっていると同時に、関係省庁の横断的な検討に関する専門的知見を有し、的確な調査の遂行及び解析を行える機関であること。更に、関係省庁で組織する研究会において本調査の実施機関として決定されたことにより、本事業を適切かつ効率的に実施できるのは同センター以外に考えられないため。(会計法第29条の3第4項)

9	流域水質の総合的な保全・改善のための連携方策検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月25日	社団法人 農村環境整備センター (東京都中央区日本橋大伝馬町11-8フジスタービル)	6,514,000	<p>「流域水質の総合的な保全・改善のための連携方策検討調査」は、湖沼における非特定汚染源による汚濁負荷の影響評価及び削減方策について、関係する省庁が連携して調査・検討を実施し、関係公共事業の連携方策をとりまとめ、流域水質の保全・改善の推進に資することを目的としている。</p> <p>そのうち本事業では、農林水産省が所管する「水質保全対策事業」及びその他水質保全対策（河川環境整備事業、治山事業等）との連携の在り方について検討するため、</p> <p>非特定汚染源である農地からの汚濁負荷による湖沼水質への影響に関する評価</p> <p>湖沼・河川の水質保全に資する連携施策の検討（農林水産省の施策手段は水質保全対策事業による農業用排水の水質改善）</p> <p>モデル地域におけるケーススタディーでの成果を踏まえて流域水質保全のための連携施策に関する指針のとりまとめ</p> <p>などを行うこととしている。</p> <p>このため、本事業の実施に当たっては、</p> <p>農村環境及びこれに係る水資源・水循環に関して高度な知識を有していること</p> <p>農業用排水路等における水質浄化に関する専門的な技術及び知見を有していること</p> <p>農林水産省が所管する「水質保全対策事業」の事業制度について熟知していること</p> <p>が不可欠である。</p> <p>（社）農村環境整備センターは、田園環境整備マスタープランの策定業務等を通じて、農村環境やこれに係る水資源や水循環についての豊富な知識を有している。</p> <p>また、水質保全対策事業にかかる計画段階の水質調査、目標水質の設定や全体実施設計段階での専門的知見・知識の提供等について豊富な実績を有しているほか、自然浄化機能を有効に活用した手法「農村に適した水質改善手法」のとりまとめや事業の効果に関する資料収集整理と効果算定手法の検討などを実施しており、当該事業の制度を熟知している唯一の機関であり、本委託事業においては、これらの専門的な技術及び知見等を活用してその他水質保全対策との連携の在り方を検討する必要がある。</p> <p>また、（社）農村環境整備センターは、農村地域の環境整備に関する調査、試験、研究及び技術開発を行うとともに、その結果の普及啓発、技術者の育成等を行い、環境整備に関する科学技術の向上と環境の促進を図り、広く国民が求める美しい農村の創出及び農村地域の環境保全に貢献する機関として、上記の技術力や知見を有している。</p> <p>以上のことから、本事業の契約の相手方は、（社）農村環境整備センター以外に考えられないため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	
10	平成17年度新たな農村コミュニティ形成手法検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月27日	財団法人 農村開発企画委員会 (東京都中央区新川2-6-16馬事畜産会館5階)	4,507,000	<p>本事業は、モデル地区での実証調査（平成16年度～18年度）を行い、実践的で効果的な新たな農村コミュニティ形成手法を検討するものである。本事業を適切に実施するためには新たな農村コミュニティづくりに関する調査・研究の実績が求められる。財団法人農村開発企画委員会は、農村の集落組織や新たなコミュニティづくりに関する調査・研究の実績を多数有しており、本事業の成果を達成できるのは同財団以外に考えられないこと。</p> <p>また、本事業は前年度からの継続事業であり、モデル地区における調査経験と前年度の成果を踏まえて本年度の事業を行うことが、事業の効率的な実施等に資するため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>	

11	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月5日	株式会社セテック (北海道札幌市中央区南1条西6丁目16)	17,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
12	融合新領域研究戦略的アセス調査 (産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月13日	国立大学法人 東京農工大学 (東京都府中市晴見町3丁目8番地の1)	6,000,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための実証試験を行い、技術的活用可能性の見極めを行うものである。国立大学法人東京農工大学は、実証試験課題「形質転換ニフトリ作出法の開発(単一細胞操作支援ロボットを用いたPGCへの遺伝子導入法の開発)」について、極めて密接な関連研究を実施しているとともに、本事業の遂行に必要な高度な研究開発能力、新領域技術を農林水産分野で活用する際の分析能力を有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
13	融合新領域研究戦略的アセス調査 (産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月14日	国立大学法人 帯広畜産大学 (北海道帯広市稲田町西2線11番地)	3,000,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための実証試験を行い、技術的活用可能性の見極めを行うものである。国立大学法人帯広畜産大学は、実証試験課題「体細胞クローン技術を用いた医療用モデル豚の開発(豚由来ウイルスの制御法の開発)」について、極めて密接な関連研究を実施しているとともに、本事業の遂行に必要な高度な研究開発能力、新領域技術を農林水産分野で活用する際の分析能力を有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
14	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月19日	岐阜県(岐阜県岐阜市又丸729)	18,849,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
15	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月19日	埼玉県(埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)	15,580,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため

16	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月19日	奈良県(奈良県奈良市登大路町30番地)	8,670,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
17	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月19日	富山県(富山県富山市新総曲輪1番7号)	18,849,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
18	融合新領域研究戦略的アセス調査(産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月19日	独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3丁目1番1号)	4,000,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための実証試験を行い、技術的活用可能性の見極めを行うものである。独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構は、実証試験課題「形質転換二ワトリ作出法の開発(始原生殖細胞を介した形質転換技術の開発)」について、極めて密接な関連研究を実施しているとともに、本事業の遂行に必要な高度な研究開発能力、新領域技術を農林水産分野で活用する際の分析能力を有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
19	融合新領域研究戦略的アセス調査(産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月19日	独立行政法人 農業生物資源研究所 (茨城県つくば市観音台2丁目1番2号)	4,000,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための実証試験を行い、技術的活用可能性の見極めを行うものである。独立行政法人農業生物資源研究所は、実証試験課題「体細胞クローン技術を用いた医療用モデル豚の開発(クローン豚作出技術の高度化)」について、極めて密接な関連研究を実施しているとともに、本事業の遂行に必要な高度な研究開発能力、新領域技術を農林水産分野で活用する際の分析能力を有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

20	融合新領域研究戦略的アセス調査 (産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月28日	国立大学法人 名古屋大学 (愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地)	8,196,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための実証試験を行い、技術的活用可能性の見極めを行うものである。国立大学法人名古屋大学は、実証試験課題「体細胞クローン技術を用いた医療用モデル豚の開発(疾患モデル豚の開発)」について、極めて密接な関連研究を実施しているとともに、本事業の遂行に必要な高度な研究開発能力、新領域技術を農林水産分野で活用する際の分析能力を有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
21	融合新領域研究戦略的アセス調査 (産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月28日	国立大学法人 信州大学 (長野県松本市旭3丁目1番1号)	3,000,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための実証試験を行い、技術的活用可能性の見極めを行うものである。国立大学法人信州大学は、実証試験課題「形質転換ニワトリ作出法の開発(始原生殖細胞の培養技術の開発)」について、極めて密接な関連研究を実施しているとともに、本事業の遂行に必要な高度な研究開発能力、新領域技術を農林水産分野で活用する際の分析能力を有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
22	平成17年度特定中山間保全整備基本計画調査事業 (岐阜県委託分)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月7日	岐阜県 (岐阜県岐阜市藪田南2-1-1)	1,680,000	本調査は、調査内容が、土地条件、人口、世帯数、林道及び森林整備の状況、森林資源等都道府県が保有するデータを活用するものであること、本調査において、土地利用計画、森林・農用地保全管理計画等地域全体の森林及び農用地の総合的かつ基本的な計画を策定する必要があり、これらの計画は都道府県が策定する地域森林計画との調整や市町村が策定する市町村森林整備計画や市町村森林整備事業計画等の計画と調整を図る必要があること、本調査のうち農用地にかかる部分は東海農政局が調査を実施しており、連携を密にとる必要があること、等の理由及び本調査は平成14年度からの継続調査であることから、岐阜県以外者に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。

23	平成17年度大規模林業圏における林内路網整備のあり方に関する調査	支出負担行為担当 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月7日	社団法人 日本森林技術協会 (東京都千代田区六 番町7番地)	10,545,000	<p>本調査の実施条件は、幹線的な林道の調査、測量、設計の専門的知識及び手法に精通していること、伐採、間伐等の森林施業と林内路網整備の関係について体系的に分析、評価する能力を有していること、林道開設と地域住民の生活環境との関係について、社会科学的に分析、評価する能力を有していること、全国の大規模林業圏のうち、先進的な地域の事例について情報を収集、評価する能力を有していることであり、本調査を行い得る者は、技術内容について組織内で協議検討を行うために技術士(森林土木)3名以上、技術士(林業)1名以上、技術士(森林環境又は環境)1名以上を擁すること、全国に支所等を有し、情報を広範囲に収集・検討することが可能なこと、森林整備、路網整備、環境保全に関する調査の実績を有することである。</p> <p>加えて、本調査は平成16年度からの継続調査であること、関係する17道県と連携を図りながら実施している調査で、途中で委託先に変更があると調査の継続に支障が生ずる。</p> <p>以上のことから、前年度までの事業実施者以外の者に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>
24	平成17年度特定中山間保全整備基本計画調査事業(青森県委託分)	支出負担行為担当 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月11日	青森県 (青森県青森市長島 1-1-1)	1,200,000	<p>本調査は、調査内容が、土地条件、人口、世帯数、林道及び森林整備の状況、森林資源等都道府県が保有するデータを活用するものであること、本調査において、土地利用計画、森林・農用地保全管理計画等地域全体の森林及び農用地の総合的かつ基本的な計画を策定する必要があり、これらの計画は都道府県が策定する地域森林計画との調整や市町村が策定する市町村森林整備計画や市町村森林整備事業計画等の計画と調整を図る必要があること、本調査のうち農用地にかかる部分は東北農政局が調査を実施しており、連携を密にとる必要があること、等の理由及び本調査は平成14年度からの継続調査であることから、青森県以外者に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>
25	平成17年度国際森林専門家会合の業務請負事業	支出負担行為担当 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月14日	日本コンベンション サービス株式会社 (東京都千代田区 霞ヶ関1-4-2)	4,444,440	<p>この業務については、請負先を公募し、審査の結果、右業者が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>
26	電子入札システム実証実験業務	支出負担行為担当 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月14日	日本電気株式会社 (東京都港区芝5丁目 7-1)	12,705,000	<p>この業務については、平成18年度からの全面導入に向けた事前準備の一環であり、限られた期間内での円滑な実施及び不具合が発生した場合の迅速な対応等が求められることから、当該システムの開発に携わりシステムに精通するとともに、同種業務の企画・実施において豊富な経験を有する右業者以外に、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>

27	平成17年度地球温暖化防止のための多様な森林整備に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月21日	社団法人 日本森林技術協会 (東京都千代田区六 番町7番地)	23,160,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、(社)日本森林技術協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
28	平成17年度特定中山間保全整備基本計画調査事業(津軽中西地域)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月25日	社団法人 日本森林技術協会 (東京都千代田区六 番町7番地)	4,452,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、(社)日本森林技術協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
29	平成17年度水産物流通グローバル化対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月11日	財団法人 交流協会 (東京都港区六本木 3-16-33)	1,159,000	(財)交流協会は、1972年、台湾との様々な実務処理を行うことを目的として設立された団体であり、事業の一環として、台湾との貿易・経済関係の円滑な維持遂行のため必要な業務を行うこととしている。我が国と同様の漁業国である台湾の漁業補助金の実態を分析する上で、当協会は、台湾に事務局を持ち、台湾政府及び研究機関、学者、業界団体等に太いパイプを有する唯一の機関であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約しようとするものである。
30	平成17年度水産物流通グローバル化対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年10月6日	アマタ株式会社 (東京都千代田区三 番町28番地)	8,218,000	アマタ株式会社には、昨年本委託事業において、漁業補助金が漁業生産に及ぼす影響を計量的に分析・評価する事業を依頼したU F J 総研の有路博士を中心とする研究グループが移籍している。昨年の同博士グループの成果は、O E C D の水産委員会で発表し、議論に貢献したところである。また、同博士は水産物貿易に関するシミュレーション(需給モデルによる計量経済分析)、及び水産物に関する計量経済分析の技術及び実績について国内では最も高い評価を受けている研究者であり、理論経済、水産経済に関する学会で高く評価されている。有路博士は多くの水産物需給シミュレーションの事業を手掛け、自治体の水産物に関する計量経済分析や民間の基準認証を行っている。従ってアマタ株式会社は、貿易自由化が漁村等地域経済及び漁業資源に与える影響をを計量的に分析・評価するにあたり、最も効果的かつ効率的に行う能力者を有する唯一の団体と考えられ、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約しようとするものである。

31	平成17年度沖ノ鳥島における国土保全及び海洋資源利活用施設の一体的な整備方策検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月7日	社団法人 水産土木建設技術センター (東京都中央区築地2丁目14番5号)	99,591,000	本事業は、沖ノ鳥島の国土保全対策と水産業を中心とする利活用策に関する課題を整理・検討し、必要となる施設等の整備方策をとりまとめるものである。 沖ノ鳥島は、日本最南端の孤島であり、調査地までの航海は長い時間を要し、また、台風等の波浪が来襲するため、現地の天候によっては調査を中断しつつ進めるざるを得ない。 このように、本件調査を行うに当たっては、限られた時間と知見の中で、安全かつ効率的に調査を行うための情報収集・分析能力及び技術力並びに、沖ノ鳥島の保全と利活用を一体的に行う施設等を検討しうる技術的な蓄積、応用力及び調整能力が必要である。 以上の条件を満たすのは社団法人水産土木建設技術センター以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
32	平成17年度景観形成に資する伝統的な修景素材・技術の活用促進方策検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月7日	財団法人 漁港漁場漁村技術研究所 (東京都千代田区内神田1-14-10内神田ビル)	9,473,000	本調査は、全国の伝統的な修景素材・技術について整理・分析・評価しその活用方策を策定することから、受託者にあつては漁港漁村における修景(景観)についての知見やデータの蓄積や修景・素材・技術の経済性の評価を行うための水産基盤整備事業の事業評価方法を熟知していることが必要である。これら条件をみたすのは財団法人漁港漁村研究所以外にはなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。
33	平成17年度海岸構造物の耐震診断手法に関する調査委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年10月14日	社団法人 水産土木建設技術センター (東京都中央区築地2-14-5サイエスタビル3F)	4,500,000	本事業については、海岸の背後地が狭隘で、かつ資産が密集している漁村の防護を主に行う漁港海岸事業に関する高度かつ専門的な知識を有すること 漁港海岸における海岸構造物に関する高度な学術的知識、総括的な分析・解析能力を有すること 漁港海岸における海岸保全施設に求められる防災・環境・利用の各機能についての知識を有すること、等が必要であり、事業の特殊性から競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行うものである。

備考

- (1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。